

# 舟橋中学校育成会会則

第1条 本会は舟橋中学校育成会と称し、事務局を中学校内におく。

(目的)

第2条 本会は学校及び生徒の家庭、地域が一体となって、生徒の教育向上を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は生徒の保護者、本校の教職員とする。

(事業)

第4条 本会は次の事業を行う。

- (1) 生徒の教育指導上の諸問題に関すること。
- (2) 会員の一般知識及び教養に関すること。
- (3) 生徒及び会員の福祉厚生に関すること。
- (4) その他、本会の目的達成に関すること。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会長1名 副会長4名 監査委員2名

顧問若干名（校長・前会長 等） 庶務2名（保護者1名、教職員1名）

会計2名（保護者1名、教職員1名） 委員若干名（学級委員と教職員）

(役員の選出)

第6条 会長、副会長、監査委員は、全体委員会で会員より選出し総会の承認をうける。顧問は全体委員会で推薦する。庶務・会計は会長が委嘱する。

委員は、各学級（4名以上）及び教職員より選出する。

(役員の任務)

第7条 会長は会務を統轄し、対外的に本会を代表する。

- (1) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
- (2) 監査委員は、会計並びに資産を監査する。
- (3) 庶務は、会長の指示により庶務と文化広報委員顧問に従事する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を処理し、生活指導委員顧問に従事する。
- (5) 委員は会長の指示により事業の企画・運営に当たる。
- (6) 顧問は会の企画・運営について相談をうける。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とする。ただし再選は妨げない。

(委員会)

第9条 事業達成のため、次の委員会をおく。

- ・全体委員会（執行部役員・学級委員）
- ・学級委員会（各学級委員会）
- ・専門委員会（文化広報委員会 生活指導委員会 その他必要に応じ、他の委員会を設けることができる。）

(委員会の構成及び任務)

第10条 各委員会は全体委員で構成し、次の通り企画・運営に当たる。各専門委員会には、委員長1名、副委員長1名をおく。

- (1) 全体委員会は、年度内3回以上開き事業の企画・運営・役員の選出その他の必要事項を審議する。
- (2) 学級委員会は、学級の諸活動の推進に当たる。
- (3) 専門委員会には、学級委員が分かれて所属し、次の事項を分掌する。
  - ・文化広報委員会……会員の教養、研修及び福祉厚生に関すること。
  - ・生活指導委員会……保健及び生活指導に関すること。
- (4) 全体委員会・学級委員会・専門委員会は会長が招集する。

(総会)

第11条 総会は年1回以上開き、会則の変更・事業・予算・役員等の承認を行う。

議決は出席会員の過半数の同意を要する。

総会は会長が招集する。

(経費)

第12条 経費は、会費及び事業収入をもって支弁する。

- (1) 会費の額は総会の承認を得た額とする。
- (2) 会員又は会員の子（当校在学生に限る）が死亡したときは、弔慰金として金1万円を支出する。その他、特別の慶弔の意を表す必要があるときは、執行部で協議のうえ支出することができるものとする。

(帳簿)

第13条 この会には次の帳簿を備える。

会則・役員名簿・会計簿・その他必要な書類。

付則

1. 本会の事業は、4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。
2. 本会則は、平成12年4月15日より施行する。
  - ・平成25年4月20日一部改正
  - ・平成29年4月22日一部改正